



巻頭言

平成つれづれ草

(財)日本植物調節剤研究協会 理事 相賀 幸雄
(財)日本食品油脂検査協会 理事長

「徒然草」の著者、吉田兼好法師に云わせれば、暇にまかせて一日中硯に向っていると、たわいもない色々な事が心に浮んできて、それを漫然と書いていると、おのずから立派な文章になるそうですが、そんな昔の人のことは別としても、身近に置かれている「植調」の巻頭言に展開されている高邁な農政論とか高度の農業技術論、さらに吉沢顧問の「除草剤開発の想い出」を読むごとに、かねがね筆の達つ人は羨ましいと思っていましたが、いざ自分が書かざるを得なくなって四苦八苦していますが、止むを得ませんので最近感じている一・二の事にふれてお茶を濁すことにします。

その一 転進弁護士の良識

最近ではロッキード事件以降、リクルート事件、佐川急便事件、ゼネコン事件等汚職に関する事件のオンパレードで、東京地検特捜部の活躍が大きく報ぜられています。被告側の弁護人にかつての検察高官、殊に特捜部出身の弁護士が必ずついていることに関し私は大いなる疑問を感じます。勿論、検事経験者が退職後、弁護士として、その豊富な法的知識を社会生活に活かすことは好ましいことではありますが、政官界の汚職事件の弁護側に立つことは、汚職事件は他の事件と異なり、極めて微妙な特異性を有しているだけに、何としても理解しかねます。

被告代理人の検事出身の弁護士と原告側の検事は嘗て同一組織内で上下関係、或いは先輩・後輩関係にあり、被告はそこに云うに云われぬ何らかの期待感があって、当該弁護士を依頼したのではないだろうか。原告側検事と転進弁護士の両当事者は厳正な法廷の場で過去の関係など働く余地は絶対ないと仰せられるのである

うが、義理人情に強い絆を形成している日本の一般社会において、そのような論が果して百パーセント通用するであろうか。法律的には何らの規制はなくても、検事出身の弁護士は自らの良識に訴えて、汚職事件の弁護人は断じて辞退する位の気構えは示して欲しいものです。

その二 官僚の驕

通産省の次期事務次官と目ざされていた局長の退任劇がマスコミの話題をさらいました。当人が官房長時代に、選挙に出る職員の箔をつけるため、数年の先輩を追い越した人事発令をしたことの非をとがめて、大臣からの辞任勧告に端を発したものであります。勧告に反対するO.B.を含めた官僚が、政治家が人事に口を出すのは行政の中立を犯すと息まいて政策遂行そっちのけで抗議行動をとり、甚だしきに至っては、大臣に対し、公開質問状を出したというのである。政治家が行政庁の人事に口を出したというが、任命権を持っている自省の大臣が非妥当な人事権を行使した職員に辞任を勧告したことがどうして人事権の介入なのか。そして当人の辞任の際の記者会見において、軽犯罪で死刑を宣告された、前代未聞の政治家の介入などと英雄ぶってぶち上げている姿を見て、これが官僚組織の頂点に立つことが期待されていた人の言かと思うと、この人は何処か判断能力が断線しているのではないかと思わざるを得ません。最も序列・秩序を重んじる行政官、特に官房長という職務上最もそれに気を配るべき立場の人が自ら秩序破壊ともいうべき人事をしたことを軽犯罪としか認識していないことにこそ重大な問題が存在しているのではないのでしょうか。